

関係法令及び条例等

宇土市民会館条例

昭和46年12月20日

条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2の規定に基づき、宇土市民会館(以下「会館」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の文化向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会等に供するため会館を設置する。

2 会館の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 宇土市民会館
- (2) 位置 宇土市新小路町123番地

(業務)

第3条 会館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会館の施設又は付属設備(以下「施設等」という。)を市民の利用に供すること。
- (2) 音楽、演劇、舞踊その他の芸術文化に関する催物を実施すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第2条に規定する目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(休館日等)

第4条 会館(駐車場を除く。次条において同じ。)の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎週火曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

2 駐車場の休場日は、12月28日から翌年1月4日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、宇土市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、管理上必要があるときは、前2項の休館日及び休場日(以下「休館日等」という。)を変更し、又は臨時に休館日等を定めることができる。

(利用時間)

第5条 会館及び駐車場の利用時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会館 午前9時から午後10時まで
- (2) 駐車場 終日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、管理上必要があるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第6条 施設等を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときもまた同様とする。

2 教育委員会が管理上又は公益上必要があると認めるときは、許可の際条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

(1) 社会の秩序を乱し、又は公益風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は備品を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

(許可の取消し等)

第8条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は利用の許可を取り消し、若しくは停止し、又はその利用条件を変更することができる。

(1) この条例の規定に違反し、又は指示を守らないとき。

(2) 第6条第2項の規定により付した条件に違反したとき、又は前条各号に定める事由が発生したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段による許可を受けたとき。

(4) 緊急やむを得ない事情により市がこれを利用する必要があるとき。

2 利用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

(使用料)

第9条 利用者はその利用目的に従い、別表第1から別表第4までに定める使用料を前納しなければならない。

2 市長は、特別の事由があると認めたときは、使用料を後納させることができる。

(使用料の減免)

第10条 公益上特に必要があると市長が認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他利用者側の責めに帰し得ない事由により利用できなくなったとき。

(2) 利用の3日前までに利用の中止又は変更を申し出て教育委員会が相当の事由があると認めるとき。

(3) 市の都合により利用許可を取り消したとき。

(利用の期間)

第12条 会館の利用は、ギャラリーに係るものを除き、引き続き5日を超えてはならない。
ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡の禁止)

第13条 利用者は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた目的以外に会館を利用してはならない。

(設備の変更等の禁止)

第14条 利用者は、許可なく会館の既存の設備を変更し、又は設備を付加してはならない。

(原状回復義務)

第15条 利用者が会館の利用を終わったとき、又は利用を停止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市がこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(入館の制限)

第16条 利用者は、会館の利用に際し、次に掲げる者の入館を拒絶し、又は退館を命じなければならない。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品又は動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する身体障害者補助犬(同法第12条第1項の規定による表示をした犬に限る。))を除く。)を携行する者

(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者

2 教育委員会は、利用者が前項に規定する措置を怠っていると認めた場合は、これを行うよう命じ、又は自らこれを行うことができる。

(利用者の管理義務等)

第17条 利用者は、利用期間中その利用に係る施設等及び備品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 利用者が施設等又は備品等を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を教育委員会の定めるところによって賠償しなければならない。

(立入検査)

第18条 会館の管理の業務に従事する者は、職務執行のため利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者による管理)

第19条 教育委員会は、会館の管理運営上必要と認めるときは、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に会館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、会館の休館日等を変更し、若しくは別に定め、又は利用時間を変更することができる。

- 3 第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第7条、第8条、第12条、第16条及び第17条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第15条第2項中「市」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が会館の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 5 第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が会館の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者が行う業務)

第20条 前条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 会館の運営上の企画立案に関すること。
- (2) 会館の維持管理に関すること。
- (3) 会館の利用許可に関すること。
- (4) 会館自主文化事業の開催に関すること。
- (5) 関係機関との協力及び連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が会館の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第21条 第9条の規定にかかわらず、会館の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に会館の施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、第9条に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(運営評価委員会)

第22条 指定管理者に会館の管理を行わせる場合は、当該指定管理者が行う会館の管理運営状況を評価するため、宇土市民会館指定管理者運営評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の委員の定数等は、別に定める。
- 3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第16号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年5月1日から適用する。

附 則（昭和55年条例第17号）

この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第12号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第8号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第13号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成9年条例第8号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成11年条例第33号）

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第4号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15条例第10号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第21号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（宇土市民会館運営審議会設置条例の廃止）

2 宇土市民会館運営審議会設置条例（昭和46年条例第28号）は廃止する。

（特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年条例第6号）

の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成 24 年条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 47 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に行われる施設の使用等に係る料金について適用する。

（経過措置）

- 5 第 17 条の改正規定による改正後の宇土市民会館条例の規定にかかわらず、施行日前から引き続きギャラリー（同条例別表第 4 に規定するギャラリーをいう。）を利用している者であって同日以後引き続き利用しているものが当該利用と併せて同条例別表第 2 又は別表第 3 に規定する器具を利用する場合の利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第 6 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に使用する施設等の使用料について適用する。

（経過措置）

- 3 第 14 条の改正規定による改正後の宇土市民会館条例の規定にかかわらず、施行日前から引き続き同条例別表第 4 に規定するギャラリーを利用している者であって、同日以後引き続き利用するものに係るギャラリーの使用料及び当該利用と併せて同条例別表第 2 又は別表第 3 に規定する器具を利用する場合の使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 9 条関係）

市民会館使用料金表

（単位：円）

時間区分		9 時から 12 時まで	13 時から 17 時まで	18 時から 22 時まで	全日	9 時以前又は 22 時以降の使用の場合 1 時間につき	冷暖房 1 時間につき	
種別	大	A	6,600	9,900	12,100	27,500	2,850	冷 4,170
		B	13,200	19,800	26,400	58,300	6,260	暖 3,130
	一	土曜,	A	8,800	12,100	14,300	34,100	3,400

ル	日曜, 国民の 祝日	B	17,600	26,400	33,000	75,830	7,910	暖 3,130
舞 台 又 は ホ ワ イ エ の み	ホワイ エ本館 ロビー	A	1,100	1,410	1,630	4,060	550	冷 1,030
		B	2,200	2,830	3,270	8,120	1,100	暖 620
	ホワイ エ別館 2F ロ ビー	A	1,100	1,410	1,630	4,060	550	冷 1,030
		B	2,200	2,830	3,270	8,120	1,100	暖 620
	舞台のみ 平日		1,970	2,960	3,610	8,230	840	冷 4,170 暖 3,130
	舞台のみ 土曜, 日 曜, 国民の 祝日		2,630	3,610	4,270	10,210	1,000	
大会議室	A	3,300	3,830	4,400	11,000	1,630	冷 1,030	
	B	6,600	7,670	8,800	22,000	3,270	暖 730	
第1会議室	A	650	870	870	2,300	210	冷 730	
	B	1,310	1,750	1,750	4,600	420	暖 510	
第2会議室	A	650	870	870	2,300	210	冷 730	
	B	1,310	1,750	1,750	4,600	420	暖 510	
第3会議室 (音楽室)	A	1,100	1,410	1,410	3,830	210	冷 730	
	B	2,200	2,840	2,840	7,670	420	暖 510	
展示室	A	650	870	870	2,300	210	冷 730	
	B	1,310	1,750	1,750	4,600	420	暖 510	
楽屋1	A	1,100	1,410	1,410	3,830	210	冷 730	
	B	2,200	2,840	2,840	7,670	420	暖 510	
楽屋2	A	650	870	870	2,300	210	冷 730	
	B	1,310	1,750	1,750	4,600	420	暖 510	
楽屋3	A	870	1,100	1,100	2,930	210	冷 730	
	B	1,750	2,200	2,200	5,860	420	暖 510	
楽屋4	A	1,100	1,410	1,410	3,830	210	冷 730	

(和室)	B	2,200	2,840	2,840	7,670	420	暖 510
------	---	-------	-------	-------	-------	-----	-------

備考

- 1 使用料Aは、営利を目的としないときの料金
- 2 使用料Bは、入場料その他これに類するものを徴収し、又は、営利を目的とするときの料金
- 3 使用時間の延長は認めない。ただし、願出によってやむを得ないと認めたときは、1時間に限り当該時間区分の3割を徴収する。
- 4 入場料その他これに類するものを徴収する場合で、会員組織の鑑賞団体が、過去1年間に6回以上定期的に催物を行い、その後それらの団体が同様の催物を行うときは、Bの5割相当額の使用料とする。(大ホールのみ)
- 5 営利を目的としない教育文化団体又は公共団体が音楽、演劇、映画、舞踊等の催物を行う場合で、入場料又はこれらに類するものを徴収する場合は、Bの7割相当額とする。(大ホールのみ)
- 6 営利を目的とした宣伝行為等の催物を行う場合で、入場料又はこれらに類するものを徴収しない場合は、Aの10割増とする。(大ホールのみ)
- 7 舞台のみを20時から22時まで使用する場合の使用料は、2,410円とする。

別表第2 (第9条関係)

照明器具使用料金表

(単位：円)

器具名	設置の内容	単位	1回につき
舞台フットライト	60W×20ケ×3回路	1式	310
花道フットライト	60W×15ケ×2回路	1列1式	210
第1ボーダライト	150W×60ケ	1式	650
第2ボーダライト	150W×60ケ	1式	650
第3ボーダライト	150W×60ケ	1式	650
アッパーホリゾントライト	200W×48ケ	1式	700
ローアホリゾントライト	150W×3ケ×3色	1本	810
第1サスペンションライト	(1KW×7ケ)+(500W×7ケ)	1式	810
第2サスペンションライト	(1KW×3ケ)+(500W×3ケ)	1式	810
シーリングスポットライト		1式	970
吊型スポットライト	1.0KW	1台	150
ベビースポットライト	500W	1台	100

エフェクトマシン		1 式	810
先玉		1 式	150
グラスマシン(スポット付)		1 式	810
ミラーボール	8 寸×1 尺 3 寸横縦回転だ円形	1 式	480
特殊器具持込みの場合		1KW につき	210
ゼラチンペーパー		1KW につき	実費
フロントサイドスポットライト	1.0KW	1 台	150
トオーメンタルスポットライト	1.0KW	1 台	150
ピンスポットライト	クセノン 2.0KW	1 台	810
吊型スポットライト	0.5KW	1 台	100
ストリップライト	60W×8 灯(1.8m)	1 本	150
オーバーヘッドマシン		1 台	1,630
オーロラマシン		1 台	480
焰マシン		1 台	480
稲妻マシン		1 台	480
虹マシン		1 台	480
アイリスシャッター	8 吋用	1 個	100
カラーオイル	8 吋用	1 個	100
ハイスタンド	3 台用	1 基	100
ロースタンド	1 台用	1 基	50
ロングハンガー		1 個	50
リフレクターランプ	300W	1 個	50

別表第3 (第9条関係)

器具使用料金表

(単位：円)

区分 種目	品名	単価	1 回につき	備考
音響器具	拡声装置	1 式	2,200	大ホール
	拡声装置	1 式	1,100	大会議室
	コンデンサーマイクロホン	1 本	550	

	ワイヤレスマイク	1 式	1,100	
	エレベーターマイク	1 本	310	
	テープレコーダー	1 式	480	
	ダイナミックマイクロホン	1 本	210	
	3 点吊マイク	1 台	550	
	ブームスタンド	1 本	50	
	カセットテープレコーダー	1 台	100	テープ別
	ステージスピーカー	1 式	550	
	はねかえりスピーカー	1 式	550	
	デジタルオーディオテープレコーダー	1 台	550	
	コンパクトディスクプレーヤー	1 台	550	
	マイクスタンド	1 本	50	
映写器具	マイクロホン	1 本	100	
	16 ミリ映写機	1 式	2,200	
	持込みの映写機	1KW につき	210	
	スライド用スクリーン	1 式	210	
	プロジェクター	1 台	550	
	スクリーン	1 枚	1,100	
ピアノ	フルコンサートピアノ	1 台	3,300	外国製
	フルコンサートピアノ	1 台	1,750	日本製
舞台器具	音響反射板	1 式	4,400	大ホール
	音響反射板	正面のみ	1,100	
	作業台	1 式	8,800	
	オーケストラピット	1 式	2,200	
	オーケストラ用ひな壇	1 式	1,630	
	平台	1 枚	100	
	演壇	1 式	550	
	指揮台	1 式	210	
	司会者用机	1 式	210	

	松羽目	1 式	1, 100	
	金屏風	1 双	810	
	沙幕	1 枚	310	
	能舞台	1 式	11, 000	
	緋毛せん	1 枚	150	
	地がすり	1 枚	550	
	振落し幕	1 式	210	
	上敷	1 枚	100	
	山台ぶとん	1 枚	100	
	舞台用机	1 脚	30	
	舞台用椅子	1 脚	10	
	黒板・ホワイトボード	1 台	50	
	めくり台	1 台	10	
	譜面台	1 台	50	
	高馬	1 脚	20	
	箱馬	1 脚	10	
	はしご	1 脚	10	
	座布団	1 枚	20	
	補助椅子	1 脚	10	ホール客席用
	パネル	1 枚	50	1 回の単位は使用許可期間とする。
	バトン	1 本	60	
	太鼓	1 個	870	
その他	湯沸かし器具	1 個	210	1 回は 1 時間とする。 水道とも
	浴室	1 室	550	1 回は 1 時間とする。 水道とも
	シャワー室	1 室	430	1 回は 1 時間とする。 水道とも
	持込みの機器	1KW につき	210	
	展示壁(2F 廊下)	1 日	430	

	展示壁(2F ロビー)	1 日	430	
駐車場	大型自動車	1 台	規則で定める額	
	その他の自動車	1 台	規則で定める額	

備考 「大型自動車」とは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の規定にかかわらず、乗車定員が11人以上の自動車又は最大積載量が5トン以上の自動車をいう。

別表第4(第9条関係)

ギャラリー使用料

(単位：円)

時間区分	1日(9時から17時まで)	1会期(6日間)	8時から9時まで	17時から18時まで	18時から22時まで (1時間当たり)
A	1,010	5,090	810	810	1,010
B	6,110	30,550	1,010	1,010	2,030

備考

- 1 使用料Aは、営利を目的としないときの料金
- 2 使用料Bは、入場料その他これに類するものを徴収し、又は営利を目的とするときの料金
- 3 1会期は、水曜日から翌週月曜日までの6日間
- 4 備付けの備品以外のもの及び持込みの照明器具等を使用する場合は、実費相当額を徴収する。

地方自治法(抜粋)

昭和22年法律第67号

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

地方自治法施行令（抜粋）

昭和22年政令第16号

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

国民の祝日に関する法律（抜粋）

昭和23年法律第178号

第1条 自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞつて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。

※以下、略

宇土市行政手続条例（抜粋）

平成8年条例第1号

第2章 申請に対する処分

（審査基準）

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

- 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
- 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(標準処理期間)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(申請に対する審査及び応答)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

- 2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

(情報の提供)

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

- 2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第10条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処)

第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 1の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

宇土市情報公開条例

平成11年条例第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにすることにより、市政に関する情報の公開を図り、もって市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするとともに、市民の市政への参加を促し、公正かつ民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

※以下、略

宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(抜粋)

平成16年条例第19号

(選定基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、最も適当と認める団体等を指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)として選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) その他市長が当該公の施設の性質又は目的に応じて指定する基準

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、第3条又は第4条の規定により選定した指定管理候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指

定するものとする。

2 市長は、前項の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第12条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、この条例中「市長」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

宇土市物品管理規則（抜粋）

平成14年規則第13号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めのあるもののほか、宇土市(以下「市」という。)の物品管理事務に関し必要な事項を定めるものとする。

※以下、略